

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 5 | 固定資産税の賦課に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

一宮町は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

評価実施機関名

一宮町長

公表日

平成29年7月14日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------------|--|
| ①事務の名称 | 固定資産税の賦課に関する事務 |
| ②事務の概要 | <ul style="list-style-type: none">・地方税法に基づき固定資産(土地、家屋および償却資産)の管理を行っている。・賦課期日現在に登記簿または土地補充課税台帳、家屋補充台帳台帳、償却資産課税台帳に登記または登録されている者を所有者として固定資産税の納税義務者とする。・固定資産税は、土地、家屋、償却の課税標準額に基づき税率にて計算した金額により賦課をする。・固定資産税の減免が必要であると判断した場合は減免をする。 |
| ③システムの名称 | 固定資産税システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、eLTAXシステム、共通宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 固定資産税賦課情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1号 別表第一の16の項・番号法第9条第3項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報照会の根拠) <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第7号 別表第二の27の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条(5号) |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 税務課 |
| ②所属長 | 秦 和範 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| 総務省, 地方公共団体情報システム機構, 地方税電子化協議会 | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務課 千葉県長生郡一宮町一宮2457番地 0475(42)2112 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 税務課 千葉県長生郡一宮町一宮2457番地 0475(42)2114 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成27年1月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成27年1月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

